

大綱4

活気あふれるにぎわいの まちづくり ～産業振興の施策～

① 農業の振興

② 商工業の振興

③ 雇用の促進と勤労者支援

1

農業の振興

町の現況と課題

本町の農業は、産業として住民の生活に根付いており、自然環境の保全、地域社会の維持などの役割を担っています。しかし、農産物価格の低迷など農業をめぐる環境は厳しさを増しています。加えて担い手の高齢化、後継者不足などにより農業就業者は減少が続いています。

農業が魅力ある産業として定着するためには、農業経営基盤の安定化や若い担い手の育成及び新規就農などによる農業者の確保が課題となっています。

一方、食の安全・安心を求める消費者からは、*地産地消、環境に配慮した農業などに対する関心が高まっており、質の高い農産物が求められています。本町では、こうした声に応え、地元農家と協働で新鮮で安全な農産物の地産地消を促進するため、町内での販売拠点の整備に取り組んでいます。

また、自然の景観を求めて本町に移り住んできた人も多く、*市民農園や農業体験などの機会をつくり、農業者などとの交流を促進することは、*都市型農業の振興につながります。

基本方針

新鮮で安全な農産物の提供による地産地消に力を入れるとともに、農業経営が成り立つよう経営改善を支援します。

施策の成果指標

指標名	現状値(2016年度 (平成28年度))	目標値(2023年度末)
*特別栽培農産物の栽培農家数	5戸	12戸
*認定農業者数	36人	38人
3.0ha以上の経営規模を持つ農家数	10戸	18戸

基本計画

(1) 都市型農業の推進

① 地域農産物のブランド化

地域の特産品となるような農産物の普及に努め、松伏ブランドの推奨に努めます。

② 地産地消の推進

年間を通じて消費者ニーズに対応できるように、多品目生産の拡大や安全・安心な農産物の生産を支援します。

また、地元での直売機会の拡大、学校給食での利用拡大など、流通の仕組みの改善を図ります。

③* 6次産業化の推進

農商工の連携により、農産物をさまざまに加工し、付加価値をつけて販売まで行えるよう、東京近郊という地の利を活かした安定した流通環境を構築し、6次産業化を推進します。

④ 農業交流の場の創出

市民農園や農業体験など、農とのふれあいの場を提供し、農業への親しみや理解を深めるとともに、町内外住民の交流の推進に努めます。

(2) 担い手の確保・育成

① 経営体の支援

農地の効率的な利用を促進するため、*集落営農の取り組みや*農地所有適格法人の設立を推進します。

② 担い手の育成

認定農業者を中心にしながら営農に意欲を持つ女性、定年退職者など、広範な担い手の育成に努めます。

(3) 農地の保全・有効利用

① 優良農地の保全

秩序ある緑豊かな環境や景観を維持するため、基盤整備のほか、違反農地転用の是正指導などにより、優良農地の保全に努めます。

また、*農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域の優良農地については、農地の整備や農作業受委託により集約化を促進します。

②* 遊休農地の有効利用

遊休農地の解消と有効利用を図るため、新規就農者の受入れ促進を図るための環境整備に努めます。

用語解説(50音順)

市民農園

サラリーマン家庭や都市の住民のレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

集落営農

集落を単位として、農業生産工程の全部又は一部について共同して行う営農活動、又はそのような活動を行う組織のこと。

特別栽培農産物

農林水産省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に従って生産された、化学合成農薬および化学肥料の窒素成分を慣行レベルの5割以上削減して生産した農産物。

都市型農業

農産物の供給のみならず、農業体験の場の提供や災害に備えたオープンスペースの確保、緑地空間の提供など多様な機能を果たす農業。

地産地消

地域で採れた農産物をその地域内で消費すること。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく市町村の認定を受けた、プロの農業経営者として頑張っていこうとする農業者をいう。農業の中心的な担い手として育成するため、町を始め関係機関は支援措置を講じることとされた。

農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき土地区分や農業上の用途区分など農業振興地域について市町村が定めたもの。

農地所有適格法人

株式会社や農事組合法人などのうち、農地法で定める一定要件を満たした法人で、農地に関する権利の取得が認められる法人。

遊休農地

作物を収穫するための土地ではあるが、耕作者や担い手がなく、何も収穫できない荒廃した農地。

6次産業化

農林水産物の生産（1次産業）から加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）まで「1×2×3」をまとめて手がける取り組み。



田園風景(金杉)



松伏町営農園「赤岩ふれあい農園」 2018年(平成30年)5月 開園

2

商工業の振興

町の現況と課題

商業は、町内では沿道型の大規模商業施設の立地が進む一方で、近隣市の大規模商業施設への消費者の流出も目立ちます。小売業の動向は、店舗数、従業者数及び年間商品販売額ともに減少しています。また、商店経営者の高齢化や景気の低迷なども加わり、古くからの個人商店を中心にした小規模店舗は衰退する傾向にあります。

地域にある小売店舗は、地域住民にとって、日常生活やコミュニティ形成において大きな役割を果たしており、今後の高齢社会にとってはますます重要性を高めています。

工業については、町内には金属製品、プラスチック製品、食料品などを生産する事業所が立地し、工業団地として、*東埼玉テクノポリスや松伏工業団地が整備されています。現在は、埼玉県が事業主体として整備を進めている松伏・田島地区産業団地や、民間開発で整備を進めている大川戸地区の小規模産業団地の整備に取り組んでいます。事業所数、従業者数、製造品出荷額等いずれも年々減少傾向にありますが、企業誘致は雇用や税収面で大きな効果を得ていることから新たな企業立地のための環境整備が求められています。

観光については、東埼玉道路の整備を契機に、新たに設置を推進している道の駅を活用し、農業・商業の振興と交流人口の拡大が望まれています。

基本方針

地域の商業者が、消費者ニーズを的確に把握し、地域特性を活かした商業振興を図ることができるよう支援します。工業については、雇用の拡大や税収の増大をめざし、新たな企業誘致に取り組みます。観光については、観光情報の発信及び交流人口の拡大に取り組みます。

施策の成果指標

指標名	現状値(2016年度 (平成28年度))	目標値(2023年度末)
製造品出荷額等	2,237千万円	6,000千万円
年間商品販売額	2,416千万円	3,700千万円

基本計画

(1) 企業誘致の推進

① 新市街地への誘致

松伏・田島地区の開発では、税収の増大や新たな雇用を創出する企業の立地と*職住近接のまちづくりを進め、企業誘致に取り組みます。

また、地域住民の意見を踏まえ、地域の特長を活かしたまちづくりを進め、地域の活性化を図ります。

② 工業集積地域の整備促進

大川戸地区の工業集積地域の整備を促進し、地域住民の意向を踏まえ、企業誘致に取り組みます。

③ 既存工業団地の拡張

東埼玉テクノポリスや松伏工業団地の拡張を推進し、企業誘致に取り組みます。

(2) 商工業の活性化

① 商工会との連携強化

商工業活性化のため、その推進母体である商工会への支援や情報提供など連携を強化します。

② 中小企業の支援

中小企業の経営基盤強化のため、商工会による経営指導、各種支援制度の普及などを通して経営の安定化を支援します。

③ 特産品の充実

町内小規模店舗の活性化及び町の認知度向上のため、商工会と連携し、町特産品の充実に努めます。

(3) 観光振興への取り組み

① 町の観光名所の発信

県営まつぶし緑の丘公園の特長を活かし、さまざまなイベントを開催して都市住民との交流を促進します。

また、ウォーキングマップなどを活用し、町内の名所や自然にふれあう機会を提供し、観光振興につなげます。

② 交流人口の拡大

設置を推進している道の駅を拠点として、町の農産物の販売や農商工連携による新たな町の特産品の開発などをすることで、交流人口の拡大に取り組みます。

③ 「*シティプロモーション」の活用

本町が持つ*地域資源を有効活用し、町のPR活動を積極的に行います。

用語解説 (50音順)

シティプロモーション

地域を持続的に発展させるために、地域の魅力を創出し、地域内外に効果的に訴求し、それにより、人材・物財・資金・情報などの資源を地域内部で活用可能としていくこと。

職住近接

職場と家庭生活を営む住居とが近接していること。

地域資源

特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含むさまざまなものの総称。

東埼玉テクノポリス

本町と吉川市にまたがる工業団地の名称。吉川・松伏工業団地から改称された。



まつぶし逸品 こめろん



まつぶし逸品 糀ジャム



松伏町推奨特産品販売PR

3

雇用の促進と勤労者支援

町の現況と課題

雇用環境は、グローバル化や産業構造の変化などにより大きく変化しています。近年は企業の海外進出や非正規労働者の増加により、雇用形態や賃金体系など雇用情勢は厳しく、こうしたなか労働力世代の定住化を促進するためにも、雇用確保に向けた取り組みが求められています。

本町では、企業誘致などにより雇用の場の確保・拡充に取り組んでいます。町内就業の向上に向け、ハローワークなどと連携した雇用情報の提供に努めていく必要があります。また、出産・育児を伴う女性が継続して働くことのできる労働環境を醸成するとともに、子育てを終えた女性や退職を迎えた団塊世代の働く場の確保に向けた取り組みも求められています。

基本方針

雇用機会を確保し、地元雇用の促進を図るとともに、若年層や女性などへの就業支援に努めます。

施策の成果指標

指標名	現状値(2016年度 (平成28年度))	目標値(2023年度末)
松伏町優良従業員表彰者数	18人	40人
完全失業者の割合	3.2%	3.0%

基本計画

(1) 雇用安定の促進

① 地元雇用の促進

新たな企業の誘致や既存企業の育成を図り、地元での雇用機会の確保に努めます。

② 求職活動の支援

求人と求職がうまく結びつくよう関係機関や企業との連携を強化し、求人情報の提供や安定した雇用機会の確保に努めます。

③ 助成制度の周知

関係機関と連携し、企業に対し、若年層や高齢者、障がい者などの雇用に関する助成制度の周知を図ります。

(2) 勤労者支援の推進

①*コミュニティビジネスの支援

地域住民が主体となって、地域の抱える課題も併せて解決していくコミュニティビジネスなどの起業を支援します。

②勤労者福祉の向上

生活に活力を与え、また余暇時間の有効活用を図るため、*ワーク・ライフ・バランスや生涯学習などに関する情報の提供に努めます。

③融資制度の改善

*勤労者融資制度の見直しを進めます。

用語解説 (50音順)

勤労者融資制度

町と町が指定する金融機関が共同して勤労者に対し、住宅の確保に要する資金を貸し付けることにより、勤労者の福祉の向上と町内事業所の労働力の安定を図ることを目的とした制度。

コミュニティビジネス

地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



松伏町優良従業員表彰式

